

# 一般社団法人全国放課後連 運営規程

## 【目的】

第1条 本運営規程は、一般社団法人全国放課後連（以下「当会」という。）が、当会定款（以下「定款」という。）第3条に規定する事業を執行するうえで事務の適正且つ能率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 【局・部の設置・運営】

第2条 1. 当会の会務を系統的に執行する組織として、次に掲げる部局を置く。  
（1）事務局  
（2）研修企画部  
（3）調査研究部  
（4）その他必要とされる部局  
2. 本条第1項の構成員は、理事会の決議をもって本会が委嘱する。

## 【委員会の設置・運営】

第3条 1. 当会に委員会を置くことができる。  
2. 会長は、特別に研究・協議等を必要と認めるときは、その処理のため理事会の承認を受け、委員会を設置することができる。  
3. 委員会は、会長が理事の中から委員長を指名し、委員は会長または理事の推薦を受けた者とする。  
4. 委員長は、委員の中から副委員長・書記各1名を指名することができる。  
5. 委員会は、必要に応じ、会長又は委員長が招集する。ただし、委員長が招集するときは、事前に会長と協議するものとする。  
6. 委員会は、会長又は理事会から付託された事項について協議し、その結果を会長及び理事会に報告する。  
7. 委員会は、前項報告の修了でその任務を終り解散する。

## 【役員の推薦および責務】

第5条 1. 副会長は本運営規定第2条1項に定める部を所管する責務を負う。  
2. その他の役員は、副会長を補佐、もしくは委員会を所管する責務を負う。  
3. 役員の推薦は、会員からの推薦を受けて、理事会の決議により決定する。  
4. 役員および監事は、任期満了後、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

**【役員の欠員・補充】**

第 6 条 会長は、役員に欠員が生じその補充が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず理事会の承認を得て役員を選任補充する。なお、選任された役員は欠員した役員の残任期間とする。会長は、これによって役員を選任したときは、速やかに広報する。また、次期会員総会に報告し、承認を受ける。

**【会議】**

第 7 条 理事会および会員総会の他、以下に定める会議を開催することができる。

- (1) 理事会は、会長が招集し、会長および副会長、事務局長、理事により構成する。
- (2) 全国代表者会議は、会長が招集し、会長および副会長、事務局長、理事、地域連絡会代表者により構成する。
- (3) 部会は、部を所管する副会長が招集し、委嘱した部会員により構成する。
- (4) 委員会は、上位となる部を所管する副会長が招集し、委嘱した委員により構成する。
- (5) 監事は、会務の遂行を把握し監査する目的において、各会議に出席することができる。

**【委任】**

第 8 条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

**【規程の変更】**

第 9 条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

- 附 則
1. この運営規程は、2017年6月4日から施行する。
  2. この運営規定は、2022年12月2日から施行する